

医療介護総合確保促進法に基づく富山県計画（介護分）事業案について

1 趣旨

地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護の提供体制の整備のため、消費税増収分を原資として医療介護総合確保促進法第6条に基づき設置する「富山県地域医療介護総合確保基金」（以下、「基金」という。）の活用について、都道府県計画（以下、「県計画」とする。）（案）をまとめるもの。

※県計画作成・変更にあたっては、市町村長、医療・介護を受ける立場の者、医療機関、介護サービス事業者、学識経験者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが求められている。
(医療介護総合確保促進法第4条第4項)

2 基金（介護分）に係る平成27年度国予算額（国2/3、県1/3の負担）

724億円（うち介護施設等の整備634億円、介護従事者の確保90億円）

3 県計画における平成27年度事業規模（介護分）（案） （百万円）

| | 計 | ㊦当初予算計上 | 9月補正予定 |
|--------------|-----|---------|--------|
| 基金交付要望額（介護分） | 967 | 244 | 723 |
| 介護施設等の整備 | 868 | 155 | 713 |
| 介護従事者の確保 | 99 | 89 | 10 |

①基金を活用して実施する事業（案）については、別紙1のとおり。（ただし、国との事前協議段階のものであり、富山県への配分額等により事業内容の変更・見送りもあり得る。）

②関係団体等から提案された事業についての検討結果は、別紙2の通り。

（参考）基金事業対象外となる事業の考え方

| 事業対象外事業 | 備考 |
|---|--|
| 一般財源化済の事業 他の補助金で措置されている事業 基金の趣旨に合致しない事業 単独事業を付け替えた事業 | 【国留意事項】 ・他の補助金等で措置されているもの、検討会経費等の自治体の行政経費は基金事業の対象外 ・既に一般財源化された事業、及び地方単独事業の単なる付け替えは慎重に検討 |

4 スケジュール（予定）

| 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
|-------|----------------------|----|--------|----|---------------|
| 事業量調査 | 国ヒアリング 県社福審高齢者分科会 | 内示 | 県計画案提出 | | 県計画提出 交付決定 |

H27 地域医療介護総合確保基金により実施する事業(案)

(単位:百万円)

| 事業区分 | 項目名 | | | 事業概要 | H27 事業費 | |
|-----------------|---------------------|--------------------------|---|------|------------|--|
| | 大 | 中 | 小 | | | |
| ③介護施設等の整備に関する事業 | 介護施設等の整備に関する事業計 | | | | 868 | |
| | 地域密着型サービス施設等の整備助成 | | | | 518 | |
| | 施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 | | | | 231 | |
| | 特養ユニット化改修 | | | | 118 | |
| ⑤介護従事者の確保に関する事業 | 介護従事者の確保に関する事業計 | | | | 99 | |
| | 基盤整備 | 基盤整備 | 1 介護人材確保対策連携強化事業 | | 2 | |
| | | | 福祉人材確保対策会議、地域包括ケアシステム推進会議の開催 | | | |
| | 参入促進 | 介護人材の「すそ野の拡大」 | 3 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業 | | 33 | |
| | | | 地域包括ケアに関する普及啓発（事業所登録、シンボルマーク制作、各種フォーラム開催、「介護の日」キャンペーン等） | | | |
| | | | 介護人材参入促進事業（出前講座等の開催等） | | | |
| | | | がんばる介護職員顕彰、CM等によるイメージアップ | | | |
| | | 地域のマッチング機能強化 | 4 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業 | | 61 | |
| | | | 小学生親子夏休み福祉の仕事バスツアー | | | |
| | 資質の向上 | キャリアアップ研修の支援 | 8 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業 | | 61 | |
| | | | 福祉職場説明会、キャリア支援専門員設置による相談窓口設置等 | | | |
| | 研修代替要員の確保支援 | 9 多様な人材に対する介護人材キャリアアップ研修 | | 61 | | |
| | | 介護職員向け各種研修（吸痰研修、腰痛予防研修等） | | | | |
| | 潜在有資格者の再就業促進 | 10 各種研修に係る代替要員の確保対策事業 | | 61 | | |
| | | 研修派遣時に必要な代替職員の雇用 | | | | |
| | 潜在有資格者の再就業促進 | 11 潜在介護従事者等就業促進事業 | | 61 | | |
| | | 潜在的介護従事者等支援研修事業 | | | | |
| | | | 福祉職場再就業促進事業 | | | |

H27 地域医療介護総合確保基金により実施する事業(案)

(単位:百万円)

| 事業区分 | 項目名 | | | 事業概要 | H27 事業費 |
|------------|----------|---------------------|---|--|------------|
| | 大 | 中 | 小 | | |
| | | 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 | | 12 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 認知症高齢者対策総合研修事業（かかりつけ医・病院勤務医療従事者向け認知症対応力向上研修、サポート医養成研修等） | |
| | | | | 13地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業 定期巡回・随時対応型訪問サービス普及支援事業（訪問介護と訪問看護との連携等に関する研修会） 福祉用具プランナー養成研修 市町村等職員支援事業（生活支援コーディネーター養成、市町村職員向けセミナー等） | |
| | | | | 14権利擁護人材育成事業 市民後見推進事業 | |
| | | | | 15 介護予防の推進に資するOT,PT,ST指導者育成事業 リハビリテーション専門職による介護予防機能強化事業 | |
| | | | | 17 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 介護職員が働きやすい職場づくり支援事業（キャリアパス構築支援、職場づくりセミナー等） | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 労働環境・処遇の改善 | 勤務環境改善支援 | | | 5 | |

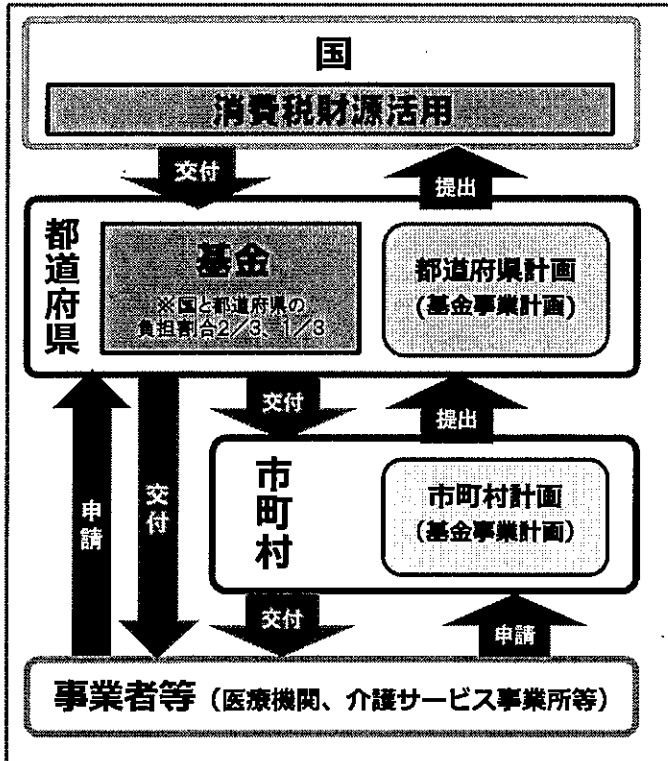
基金事業対象外とした提案事業一覧

| 事業区分 | 事業概要 | 備考 |
|-----------------|--|--|
| 既存事業と重複 | 介護のイメージアップDVDの作成と市広報を通じた周知 | 県で同種の啓発事業・研修事業あり |
| | 就労実態・意識調査 | 県社協による「人材確保に関する調査」を毎年実施しており、その中で、介護福祉士に関する調査を検討 |
| | 就職ガイダンスの実施 | 県が実施する福祉職場説明会を活用したほうが、来場者が多く、効果的 |
| | 合同入社式、研修体系の整備 | 合同入社式は基金を活用し県実施予定。研修については、県等が実施する基礎研修、フォローアップ、ステップアップ研修などレベルに応じた研修体系の活用が可能 |
| | 介護現場に地域住民のパワーを活かすためのキャリアサポート | 県で同種の啓発事業・研修事業あり |
| 他補助金等で措置されている事業 | 地域包括医療ケアセンター建設事業(介護基盤整備の対象外分) | 〔既存スキームの範囲内で部分的に対応を検討〕 |
| | 介護職場環境改善補助事業(成功報酬型補助金) | 〔地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)での対応へ方針転換〕 |
| | 市町村での中高年層を対象としたホームヘルパー養成研修(介護職員初任者研修)の実施 | 〔地域創生人材育成事業として国と協議中〕 |

地域医療介護総合確保基金

平成27年度予算(案) 1,628億円
(医療分 904億円、介護分 724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、緊急ショートステイ等
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援を行う。

(参考) その他の高齢者向け施設等の整備助成

- ◆ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)
 - ・ 既存介護施設におけるスプリンクラー等の整備や耐震化改修を行い、介護施設等の防災対策を推進。《平成26年度補正予算》
※消防法施行令が改正され、原則として全ての介護施設等についてスプリンクラーの設置が義務付け(H27.4施行、H30.3まで経過措置)
 - ・ 地域支え合いセンター整備など地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する先進的・モデル的な事業を推進。
- ◆ 地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)
 - ・ 先進的・モデル的な事業の設備等に要する経費を支援。
- ◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 → 平成26年度末をもって震災対応分を除き終了
※「地域支え合い体制づくり事業(震災対応分)」、「被災地健康支援事業」について基金の延長・増し。「復興まちづくり整備事業」は復興庁の事業として継続。

19

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

→ これまで予備費や補正予算で実施してきた基金事業を大幅に充実・拡充

(参考) 福祉・介護人材確保緊急支援事業の25年度執行実績33億円

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施

等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援